

## I 2020年度事業計画

一般社団法人 日本養豚協会 2020年度事業計画

自 2020年 4月 1日

至 2021年 3月31日

地球規模での新型コロナウイルス感染拡大により、世界の経済活動が大打撃を受けるとともに今後食糧供給体制が大きく変化することが懸念され、我が国の豚肉自給率50%以上を維持・確保する体制を早急に構築しなければならない。

また、野生イノシシの感染拡大が深刻となっている豚熱の撲滅対策、中国やアジア諸国及びヨーロッパで被害が拡大しているアフリカ豚熱の徹底した水際対策を講じなければ、わが国の養豚農業の存続危機に陥ることを強く意識する必要がある。

このため2020年度においては、国内養豚農業の存続と豚肉自給率向上のために必要な種豚の確保、徹底した衛生管理水準の強化など様々な活動を行うため、次の基本事業を実行する。

### 【基本事業】

- (1) 養豚経営の安定と生産力の向上に関する事業
- (2) 養豚の国際競争力の向上と後継者育成に関する事業
- (3) 豚疾病の予防及びまん延の防止、撲滅に関する事業
- (4) 豚の登記・登録、育種・改良に関する事業
- (5) 豚肉の消費の維持・拡大、自給率の向上に関する事業
- (6) 養豚にかかわる情報の収集、提供等に関する事業
- (7) 養豚振興についての政策要請・提案活動に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

#### 1. 「養豚農業振興法」に基づく養豚農業の推進に関する事業

改正された「養豚農業振興法」に基づいて、経営の安定、国内由来飼料の利用増進、豚の飼養衛生管理の高度化、安全で安心して消費することが出来る豚肉の生産促進及び消費拡大等を推進するとともに豚肉の自給率50%以上を確保するための取り組みを推進する。

このため、本年度より3年間にわたり、今後の飼養衛生管理レベルの向上を初めとした我が国の養豚業界共通の課題について広く議論を開始し、基本的な共通認識創りを行う。

また、家畜改良増殖目標の改正に伴い肉豚の出荷体重等も改正されたことから豚枝肉規格の見直し検討に関する取り組みを推進する。

基本事業（１）（６）（７）に関連。

## 2. 会員拡大とチェックオフ制度の法制化と推進に関する事業

全国の養豚生産者に組織への参加とチェックオフ制度の法制化実現のための積極的な取り組みを行う。

基本事業（１）（２）（５）（６）に関連。

## 3. 経営対策に関する事業

養豚経営において新型コロナウイルス感染者が出た場合、特に中小規模の経営にあっては経営存続の危機に陥りかねない深刻な問題であるため、関係者と連携した対策の取り組みを行う。

また、豚熱ワクチン接種地域と非接種地域が分けられた影響で、種豚、精液、肥育もと豚の流通に多大な影響が出ているため、自給率向上のための安定した供給体制構築のための取り組みを行う。

基本事業（１）（３）（４）（５）に関連。

## 4. TPP、FTA、TAG、WTO 等国际問題に関する事業

輸入豚肉との競争に打ち勝つため、国内の養豚経営安定対策について、他組織と連携をとりながら、国内の養豚農業が国際競争の中で将来にわたって存続する取り組みを行う。

基本事業（２）（５）（６）（７）に関連。

## 5. 衛生対策に関する事業

野生イノシシの感染拡大が深刻となっている豚熱の撲滅対策、中国やアジア諸国及びヨーロッパで被害が拡大しているアフリカ豚熱の徹底した水際対策について国及び日本養豚開業獣医師協会と JPPA 衛生部会、育種改良・登記登録部会が連携を図るとともに、改正された家畜伝染病予防法及び新たな飼養衛生管理基準を基本に国内養豚場等の衛生レベルの向上を諮り、養豚経営に甚大な被害をもたらす様々な伝染病に対し、徹底した防疫対策を行う。

また同時に国内養豚生産者の衛生対策等について衛生マニュアルを作成する。

基本事業（３）（４）（６）（７）に関連。

## 6. 飼料用米の利活用の推進事業

国の進める食料・農業・農村基本計画である、令和 12 年度のカロリーベース自給率目標 45% に向かって、国産飼料用米の利活用を推進するとともに、国産飼料用米利用農家に対して国産飼料用米の 2 倍量まで払い下げが受けられる政府所有の廉価な MA 米を有効利用することで、飼料費の低減を図る事業を推進する。

また、飼料米を使った豚肉の認知度を高めるためブランド化事業を推進し、飼料米を使った豚肉生産を積極的に推進している農場の表彰事業を行う。

基本事業(1)(5)に関連。

#### 7. 豚・豚肉トレーサビリティの推進事業

豚・豚肉トレーサビリティの推進に向けて、全国の農場情報のデータベースの充実と農場認証を実施し、消費者に信頼される農場情報を発信する。

基本事業(1)(2)(6)に関連。

#### 8. 豚肉の消費拡大に関する事業

青年部及び流通・消費部会を中心とした豚肉消費拡大キャンペーン「俺たちの豚肉を食べてくれ」に全国の後継者へ積極的に参加協力を求め、消費拡大を推進するとともに後継者同士の情報交換の場として活用する。また、青年部及び生産・経営部会の共催で養豚セミナーを開催する。

基本事業(1)(2)(5)(6)に関連。

#### 9. 部会活動の充実強化に関する事業

養豚経営を将来にわたって継続するため早急に解決が必要な諸問題を整理するとともに、会員の約6割を占める中小経営者が経営維持をするための取り組みを検討するため中小経営部会と各部会が連携して様々な活動の充実強化を図る。

基本事業(1)(2)(3)(4)に関連。

#### 10. 後継者育成に関する事業

新型コロナウイルスによる影響で、本年度開講を見送った「日本養豚大学校」に代わり、後継者育成を目的とした様々な形での情報提供を行う。

基本事業(1)(2)(5)(6)に関連。

#### 11. 自然災害等の復興に対する支援事業

全国で発生している震災や集中豪雨・雪害等の自然災害の復興に対する支援活動を必要に応じて実施する。

基本事業(1)(5)(7)に関連。

#### 12. 豚の登記・登録、育種・改良に関する事業

国産豚肉のもととなる純粋種豚の確保対策と登録事業の推進を図るため、種豚導入事業の周知と積極的な活用を推進する。

基本事業(3)(4)(6)に関連。

##### (1) 種豚の登録事業(2020年度計画)

1) 本会の登録規程に基づき、次のとおり登録を行う。

種豚登録	5,200頭
子豚登記	12,900頭

2) 本会の証明規程に基づき、次のとおり証明を行う。

血統登記	20頭
血統能力証明	700頭
系統認定証明	1系統
系統維持施設指定証明	30施設
系統種豚証明	200頭
一代雑種豚血統証明	1,800頭
産子検定終了証明料	100頭
現場直接検定終了証明料	200頭
海外合成豚認定証明	0件
海外合成豚原々種豚場認定証明	2場
海外合成豚血統証明	10頭
肉豚証明	2,100頭
黒豚生産農場指定証明	15場
豚輸入精液証明	900頭
移動証明	1,000頭
証明書書換	10頭
証明書再交付	10頭

(2) 認定事業の実施

豚の改良増殖を推進するとともに生産基盤の強化と登録事業の進展及び養豚場の衛生環境を改善し、衛生思想の普及徹底と防疫対策を強化し、豚の生産効率の向上を図るため、指定種豚場認定規程、黒豚生産農場指定規程、海外合成豚原々種豚場認定規程に基づき認定事業を実施する。

- 1) 指定種豚場の認定
- 2) 黒豚生産農場の認定
- 3) 海外合成豚原々種豚場の認定

(3) 登録研究会、講習会の開催

登録事業の円滑な推進と登録委員の育成を図るため、登録業務委託団体担当者会議及び登録講習会を開催する。

(4) 輸出種豚の血統証明

輸出種豚の英文血統能力証明書の発行を行う。

### 1 3. 補助・委託事業及びその他事業

養豚振興を推進するため次の事業を実施する。

- (1) 農林水産省 畜産生産力・生産体制強化対策事業（家畜能力等向上強化推進のうち豚）の実施。  
米ブランド活用畜産物など全国展開事業の実施。
- (2) (独) 農畜産業振興機構 養豚経営安定対策補完事業（種豚・精液導入、養豚農業実態調査、優良事例調査等）の実施。
- (3) 農林水産省及び(公社) 中央畜産会 畜産物輸出特別支援事業（豚肉輸出）の実施。
- (4) J R L 事業  
(公財) 全国競馬・畜産振興会 飼養衛生管理徹底等による養豚産業基盤強化事業の実施。
- (5) 国産純粋種豚改良協議会事務局の運営  
「国産純粋種豚改良協議会」の事務局を引き受け、産官民一体となって実施する国産純粋種豚の改良に参画する。

### 1 4. 庶務に関する事業

8つの基本事業を円滑に推進するための7つの部会活動、並びに各県での組織力強化のため県組織事務局会議、登録業務委託団体会議、ブロック会議等を行う。  
またこれらの事業を総括する理事会を定期的に行い、年1回の通常総会を開催。